

令和2年旭市議会第2回定例会委員会会議録目次

建設経済常任委員会 令和2年6月18日（木）

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
委員外出席者	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
開会	2
議案の説明、質疑	3
議案の採決	20
所管事項の報告	20
閉会	21

文教福祉常任委員会 令和2年6月19日（金）

付議事件	25
出席委員	25
欠席委員	25
委員外出席者	25
説明のため出席した者	25
事務局職員出席者	26
開会	27
議案の説明、質疑	28
議案の採決	34
所管事項の報告	34
請願の審査	36
請願の採決	40

意見書案の説明	4 1
閉会	4 4

総務常任委員会 令和2年6月22日（月）

付議事件	4 7
出席委員	4 7
欠席委員	4 7
委員外出席者	4 7
説明のため出席した者	4 7
事務局職員出席者	4 8
開会	4 9
議案の説明、質疑	5 0
議案の採決	6 0
閉会	6 2

建設経済常任委員会

令和2年6月18日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第32号 令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について

出席委員（5名）

委員長	向 後 悦 世	副委員長	遠 藤 保 明
委員	佐久間 茂 樹	委員	木 内 欽 市
委員	高 木 寛		

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議 長 伊 藤 保

説明のため出席した者（12名）

副市長	加 瀬 正 彦	水道課長	宮 負 亨
農水産課長	多 田 一 徳	建設課長	加 瀬 博 久
商工観光課長	小 林 敦 巳	農業委員会 事務局長	向 後 秀 敬
都市整備課長	栗 田 茂	下水道課長	丸 山 浩
その他担当 職員	4名		

事務局職員出席者

事務局長	花 澤 義 広	事務局次長	向 後 哲 浩
副主幹	黒 柳 雅 弘		

開会 午前10時 0分

○委員長（向後悦世） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

委員の皆様、執行部の皆様におかれましては、梅雨時のうっとうしい時ではありますが、コロナウイルス感染、また健康面には十分留意して臨んでいただきたいと思います。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は5名、委員会は成立いたしました。

それでは建設経済常任委員会を開会いたします。

本日、伊藤議長に出席いただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

伊藤議長。

○議長（伊藤 保） おはようございます。委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました1議案について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますがご挨拶に代えさせていただきますと思います。よろしくをお願いいたします。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

議案等説明のため副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して加瀬副市長よりご挨拶をお願いします。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬正彦） おはようございます。

本日は建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案でございますが、議案第32号の令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項の1議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ可決くださいますようお願い申し上げます。

また、本日は人事異動後初めての委員会となります。担当課長の紹介をさせていただきますと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

- 委員長（向後悦世） はい、よろしくお願いします。
- 副市長（加瀬正彦） それでは、順次自己紹介という形でそれぞれ紹介させますので、よろしくお願いします。
- 農水産課長（多田一徳） おはようございます。農水産課長、多田と申します。よろしくお願いします。
- 商工観光課長（小林敦巳） おはようございます。商工観光課長の小林でございます。よろしくお願いします。
- 下水道課長（丸山 浩） おはようございます。下水道課長の丸山です。よろしくお願いします。
- 水道課長（宮負 亨） おはようございます。水道課長の宮負です。どうぞよろしくお願いします。
- 農業委員会事務局長（向後秀敬） おはようございます。農業委員会事務局長の向後です。よろしくお願いします。
- 建設課長（加瀬博久） おはようございます。建設課長の加瀬と申します。よろしくお願いします。
- 都市整備課長（栗田 茂） おはようございます。都市整備課長の栗田です。よろしくお願いします。
- 委員長（向後悦世） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

- 委員長（向後悦世） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。
- 去る6月11日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第32号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、本委員会所管事項についての1議案であります。
- それでは、議案第32号中の所管事項について補足説明がありましたらお願いいたします。
- 農水産課長。
- 農水産課長（多田一徳） 議案第32号、令和2年度旭市一般会計補正予算の農水産課所管事項につきましては、本会議における補足説明以外にはございませんので、ご審議のほどよ

ろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 議案第 32 号について質疑がありましたらお願いいたします。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） おはようございます。

緊急の補正予算ということで、大変ご苦労さまでございます。コロナウイルスの対応で皆さん大変だと思います。その中でこんなに早急に補正予算を組んでいただきまして、大変ご苦労さまでございます。

それで、第2次の補正ということで、私、議案も直接本会議で出されたわけですから、よく分からないところがあるんですよ。所管の問題もあるんですけども、まず最初にこれ頂いたんですよ。新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金の活用事例集。特に説明は受けていませんけれども、今回の交付金はこれですよ、地方創生臨時交付金ということですよ。これを農水産課と商工課に分散して、3つの事業に分けて予算を組んだというお話なんだろうと思います。

それで、農水産課で1回この質問は聞きましたけれども、農水産課、商工課もそうなんですけれども、この国庫金を、まずここの中で百幾つ事例がありますよね、106 だっけ。109 事例があるんですけども、この中で商工課も含めてどれに相当するのか。それをまずちょっと教えてもらいたいと思うんですよ。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時 6分

再開 午前10時 7分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬正彦） この事例集につきましては国のほうから例えばということで、こういう形で使えるのではないかという、あくまでも示されたものであります。

今回については、どちらかというとなり新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、地域経済、住民生活の支援というところの大きなテーマがあります。その中で、農林水産業、そ

れから中小企業、そこを救いましょうと、そういう形でそこに取り込んでいます。

ですから、この中でこの形どおりに申請しなければいけないというものではなくて、あくまでも地方で考えて出してくださいと、そういうことでございました。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） そういった意味では、確かに事例だから。でも109あるから、どこかに該当するのはあるのかなと。

一般質問で伊藤房代議員が質問された、そのほかの議員も質問されていますけれども、幾つかあるんですよね。房代議員も、この中に書いてありますから。例えばGIGAスクールでしたっけ、それから相談所の設置ね、ここの中に書いてあるんですよね。だから、金額が金額だから、相談所を設けたってそんなに大きな金はかからないんだろうと思いますけれども、かからないものは早めにやってもらったほうがいいのかなと。

何しろ私らも分からないし、これを読んでいくとね、臨時交付金の留意点と書いてあるんですよ、81ページに。使ってほしくないということなんだろうと思う。これもかなり難しい書き方をしてあるから分からないんだけど、これについてはどうですか。副市長、どうやってお考えになっていますか。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬正彦） 地方創生のこの臨時交付金につきましては、あくまでも各市町村の財政力とか、あと人口、そういったものを踏まえて、まず最大ここのまで配分できますよというその上限額が設けられています。そこにどのような形で充てるかということで各事業、これが例示の中で様々なものがあります。

その額を超えるような形でできれば申請はしてください。要するに、申請しなければその交付金自体もお金がもらえない形になってしまう可能性があります。ですから、目いっぱいその額を超えるような形でもう既に申請する。第1次の補正でも、本来はこれに該当するものもあるんですけども、その中ではまだ額が定まっていないものもありましたから、取りあえず交付金は充てていなかった。ただ、この後それが対象になる可能性もあります。

あと、留意点の中で、ここに書いてあるとおりになんですね。まず基金は駄目ですよ。損失補償も駄目ですよ。それから人件費に充てるのも駄目ですよ。要するに、後で使おうとして、その地方公共団体が財産にしてしまうような、そういう形は駄目だということなんですね。

ですから、この緊急対策はあくまでも新型コロナ対策の中で必要として、地域の中で実施

するものということになりますので、それを踏まえて使っていくという、そのために申請をしていくという形で今考えています。

この後、第2次補正も通りましたので、その中でもまた配分の上限額というのが出てくると思います。それに対しては、先日の議会の中でもお答えしましたとおり、医療であったり介護であったり、そういった福祉関係のところにも少し手当てしていかなければいけないだろう、そういう形で考えているということでお答えしたところでございます。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） ありがとうございます。

国庫金幾らですかね、2億9,000万円でしたっけ。

（発言する人あり）

○委員（佐久間茂樹） いや、どうやって来たかなと思った。これは要するにこちらで申請して勝ち取ったと……。

（発言する人あり）

○委員（佐久間茂樹） だから、これは要するに申請して勝ち取ったということでもいいんですかね。ともかくこちらから申請してもらったということ……。

（発言する人あり）

○委員（佐久間茂樹） 臨時交付金の留意点の中で、事業者等への損失補償というのがあるね。もちろんこれ、要するに行政のほうから営業をやめろと言っても損失補償費には使えないということなんでしょう、これ。そう取っていいんですかね。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬正彦） 直接的に損失が出たから、それを穴埋めするような交付はできないということですね。今やっているのは、あくまでも事業を継続していくということの助成というのは、県でも国でもそういう例示が出されて、それに伴ってやっているということになります。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 私がちょっと心配しているのはね、今農業もそう、商工もそうだけれども、継続するといって、でも出す金額は要するにどのくらい売上げが減っているかというような話を根拠に算出するわけだから、どちらかといえば損失補償に近いんじゃないのかなと。この点に引かかる点はないのかなと、ちょっとそれが心配なんですよ。

ただ、あとほかの市町村はどうなんですかね、やっぱり同じようにやっているんですかね。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、ご答弁申し上げます。

あくまでも損失補償という観念ではございません。これは国の継続支援金、それから県の支援金も、あくまでも事業の経営の維持や継続のための支援金として支出しております。対象は昨年減額した、50%減額とかいろいろございますが、ただあくまでも支援金でございます。近隣の市町村も同様のものを支出しておりますが、あくまでそのような名目で行っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） ありがとうございます。

杞憂なのかもしれないんですけども、ここに留意点と書いてあるから。損失補償も継続支援金も、何か言葉は違うけれども私はそんなに変わらないような気がするんだけどね。だから、要するにここに引っかからないということで、今回はあまり細かいことは言われなと思いますけれども、一応確認のためにちょっとお伺いさせていただきました。

じゃ、早速農水産課のほうにね、この表ありがとうございます。分かりやすい、話が。

それで、売上げ減少 50%以上、まず最初は1回これを聞きますね。30%から 50%という確認の方法はどういうふうにするんですかね。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 売上げの減少の 30%以上、また 50%以上につきましては、関係機関であります海匠農業事務所またはJAちばみどり、あと各農家の聞き取り等をさせていただきまして、その中で状況を把握する中で、こういう 30%からの減額ということで決めさせていただきました。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 30%、50%というのは昨年の売上げに対してですよ。それに対して、ただ、今は途中でですけども、まだ分かりませんが、どうやって確認するんですか。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 昨年度の申告のほうをもちまして申請をしていただいて、本年の2月から7月の収入で30%以上、50%以上の確認をするようにしております。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 大変だと思うんだけど、2月から7月って半年ですよ。そうだよ。7月の売上げを待って、この半年で昨年の所得と比べるということですか。

○委員長（向後悦世） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） すみません。この考え方が私どもの中小企業と農水が同じでございますので、ちょっとご答弁申し上げます。

まず今回の対象は、今年の2月から7月までの売上げに対しまして、その前年同月比です。ですから、昨年の2月から7月、今年の2月から7月の、例えば4月に昨年100万円売上げがあった。今年だと50万円になってしまった。これで50%減ということです。あくまでも前年同月比と対照でございます。

これは、昨年場合は確定申告書によりまして昨年の売上げは確定します。今年の売上げにつきましては、商工のほうですと、ご商売をされていれば売上台帳、だいたい月の売上台帳はつけていると思いますので、それと対比してということになります。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） ちょっと話がそれますけれども、この給付事業を、農水産課も商工課もそうですけれども、この案をつくるときにはどういうスタッフでつくられたんですか。どこかほかにも聞いたとか、副市長、ちょっとその辺、どういうふうにあ案をつくられたのか。何を参考にしたとか、ちょっとその辺を教えてください。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） この考え方は、今国のほうですしております持続化給付金、これがまさしく全く同じです。添付する書類も、それから前年同月比の50%減とかそういう考え方は全て同じですので、考え方は国また県も同じです。それらを参考にしております。ほかのところも多分同じような考えだと思います。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 国を参考に、各課でまとめたということですか。

ほかのところからあまり参考意見とか聴いていない、国からのを見本にして、国が全てこういう形でやっているということではないんですね。

(発言する人あり)

○委員（佐久間茂樹） 給与所得はね。じゃ、農水産課もそれにのっっているということだね。特に直接農家の方とか意見を聞いたということはなかったですか。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 減収のほうの影響につきましては、農家のほうに伺ったりはいたしましたけれども、収入の減少率とか影響ですね、農家の収入の影響についてはお伺いしたりはいたしましたけれども、支援金のほうの内容については意見を聴いたりはしておりません。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 今、農家さんに聴いたと言いましたけれども、どの辺の方にお伺いしたんですか。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 影響につきましては、先ほどの海匠農業事務所またJAちばみどり、それから、こちらで花の農家でありますと協議会のメンバーでやる花の農家とか、今災害支援のほうで台風15号の災害のほうで実績報告を上げてもらってしまっていて、現場の確認をしたりしていますので、そういった中で現場に伺ったときにどういう状況かといったところを、影響のほうを伺ってまいりました。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） ここに書かれている30%、50%、あるいはその補償率とかという相談はしていないのか。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 相談はしておりません。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 率はちょっとね、私もできるだけ公平にお願いしたいという議会でも話がありましたので。そうなるためにどうしたらいいのかなと考えさせてもらっているんですけども、さっき、前年と同じ月での比と言いましたけれども、確定申告に多分、月ごと

の出来高申告はしているんですか、農家で。していますか。それちょっと確認。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 確定申告のほうで、明細のほうで各月の農家のほうではないかと思えます。それですので、月の把握をする場合には年間収入を、1年間であれば12で割った平均の金額を基に計算させていただくようになります。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 要するに年間12分の1で割ってと、そのほうが分かりやすいかもしれないですね。そういう判断でやると。

それで半年で50%の売上げ、半年で50%でしょう。月で50%じゃないよね、半年で50%だよ。30%、50%というのはね。

（発言する人あり）

○委員（佐久間茂樹） その辺、ちょっともう1回お願いできますか。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 減少につきましては、一月の減少で見ますので、一月の前年との比較が30%以上または50%以上ということで判断いたします。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 昨年の売上げの12分の1、1か月分に対して、半年だよ。半年に対して2月から7月の半年が30%を切るあるいは50%を切るということは、相当大変なことなんだろうと思うんだけど、しかも7月後半までという話になると、本当にあり得るのかなと。むしろ経営を心配しなきゃいけないと思うんだけど、まず最初、もう1回確認します。2月から7月と言いましたけれども、例えば2月から6月、要するに5月から遡って半年、なぜ2月から7月なのか。できるだけ早いほうがいいのであれば、コロナが発生した1月から6月までとかのほうが良いような気がするんだけど、どうですか。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬正彦） この補正予算を組むときに加わって、政策判断という形で30%、50%というのを決めました。ちょっと誤解があるかもしれませんが、例えば3月なら3月。3月でもコロナ禍で事業がだいぶ落ち込んでいる業者がありました。そこで、例えば

前年の3月を見たときに100万円売上げがあって、3月がもう30万円しかない。そうすると7割減です。その3月一月を捉えても申請ができます。ですから7月まで待つ必要はないということですね。

(発言する人あり)

○副市長(加瀬正彦) ということですよ。ですから、一月だけを比較すればいいだけの話であって、2月から7月までの一月でも30%以上落ち込んでいけば申請ができると。ですから、今の段階でも、7月から受付したときに、5月が減っていますからということであればそれで申請できますということです。そういう形で制度設計を組みましたのでお願いいたします。

○委員長(向後悦世) 佐久間茂樹委員。

○委員(佐久間茂樹) 農家の場合、毎月均等に売上げがあるわけではないだろうと思うんですよ。だから、去年の1年分の平均に対して30%、50%と下がることは多分あるのかなと。私は農家じゃないから分からないけれども、出荷しなければできちゃうわけね。だからあり得るわけだよ。その辺、じゃ、分かりました。それはいいです。

ともかく、去年の出来高の12分の1、1か月分に対して、今年2月から7月の間でそれを30%ないし50%下がっていけば、30%から50%の人は10万円と、50%以上だったら20万円という話ですね。了解しました。

それで思うんですけども、例えばそれで言うと29%しか……、だから、あと申告に当たってその申告の証明はどうやって取るんですか。

○委員長(向後悦世) 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長(多田一徳) 証明につきましては、前年は申告書になっていますけれども、その後、本年につきましては収入の確認できる書類を添付していただくようにしてございます。

○委員長(向後悦世) 佐久間茂樹委員。

○委員(佐久間茂樹) 具体的にどんな話でしょう。出さなければ出さないでいいわけだから、なかったという証明は結構大変だと思うんだよね。あったという証明は、通帳を出すのは簡単だけれども、自己申告でしょう、あくまでも。ありませんでしたという証明は具体的にどんなものを取るんですか。

○委員長(向後悦世) 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 前年の収入につきましては、申告書を出していただきまして月の確認をいたします。本年の収入につきましては、計算していただいた一覧表を出していただきますが、それに基づきます収入の確認できる伝票ですとか通帳の写しですとか、そういった収入を確認できるものと比較した中で判断をしていきたいと思っております。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） しつこいようで申し訳ないですけども、これに反対する気はないので。

ただ、実際実務で受け取る際に、私は隣も農家だし、いとも農家やっているから、申請するときはどうすればいいのかというふうな話を聞かれるわけですよ。だから、受けるほうでもこうやって話をしていたほうがいいたろうと思ってお伺いするわけで、別にいじめるつもりも何ともないんです。

それでね、例えば 29%しかなかった、そうしたらもらえないわけでしょう。それから 48%でしたと。48%だと 10 万円になっちゃうんだよね。すごく段差が大きいような気がするんだよね。その辺はどうですか。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 29%とか 50%以下の 48%につきましては、支援の中で 30%以上、50%以上というふうに設定をさせていただきましたので、そこは設定させていただいた数字の中で判断をさせていただきたいと思っております。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） あと、全体とすれば、この給付事業の目的というかね、ちょっと冒頭言いましたけれども、ちょっと、これ表をもらいましてありがとうございますね。2,226 件で、私、農家の所得って分からないんですよ。1 戸当たりどのくらいの、ピンキリあるんでしょうけれども、最少と最大と平均はどのくらいなんですか。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） すみません。ちょっと今数字を持っていませんので、後ほどまたご回答させていただければと思います。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） ごめんなさいね。

2,226 件で、旭市の農業総生産高は幾つぐらいでしたっけ、50。ただ1件当たり平均すると二、三千万円かなと勝手に思うんですが、分かったらありがたいなど。これ2,226 件であって、全部これは申告している件数ですよ。申告していない人も入っているんですか。申告義務がないとかさ。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） こちらの2,226 件ですけれども、まず農業者につきましては2,185 件ということで、こちらは農林業センサスのほうの販売している農家数の数字を持ってきております。水産業者につきましては、海匠漁業事務所のほうに水産業者の数ということで伺いまして、そちらを出させてもらっております。

先ほどの農業者の年収の関係ですけれども、農業者の年収の平均というのはデータがございません。収入で高い安いというのいろいろあるというところで、ちょっとデータのほうは持っていません。

認定農業者というものが農業の政策の中にありまして、認定農業者の目標のほうは600 万円以上を目指すというようなことで、認定農業者の認定のほうはしております。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 今、何でお伺いしたかということ、年間1,000 万円、2,000 万円の農家ですかね、それと年間5億円とか10 億円やっているところもあるのかもしれない。私は分からないので。10 万円とか20 万円というのは、やっぱり年商によって重みがかかなり違うと思うんですよ。今600 万円とおっしゃいましたけれども、600 万で50%減ったら大変だろうと思うけれども、600 万円に対して20 万円あるいは600 万円に対して10 万円と、1 億円に対して10 万では全然重みが違うよね。

できるだけ公平にということで考えると、この金額で経営を持続するとかというような金額じゃないと思う、そんなに大きな金額じゃないと思うので。言ってみればお見舞金みたいなものだろうね。経営するためにはやっぱりある程度まとまった金額をお借りして、利息を補給するとか、保証料をするとか、こっちにありましたね、それは使ってもいいわけだね。

そうすると、今回のこれについては、お見舞金だから1人頭10 万円と最初に出しましたけれどもそれに近い形で、できれば平均、これで見るともらえない人が半分近くいるみたいだから。できれば均一というような考えあるいはベース、例えば1戸当たり全部5 万円を基本として、あとは売上げ等にして、均一出せば手間は減るよね、お役所の。今回はそう思

うんだけれども、出すのにすごい手間暇がかっちゃうでしょう。役所で自分たちの仕事をつくっているような気がするんだよね。だからできるだけ楽にしてあげたい、楽なほうがいいと思う。極端に言えばもらわないほうがいい、例えば税金をもらわないとか、水道料金をもらわないとか、そのほうが楽だと思う、早いと思うんだよね。

まあ、それはいいですけども、これについてそういう考えというのは出なかったんですか。農水産課のほう。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 支援金のほうの内容をまとめる際に、先ほどありましたように、持続化給付金のほうを参考にさせていただいているというところがございます、持続化給付金のほうは 50%以上ですので、50%以下の減少のあったところというところで、その下の 30%以上というようなところを設けさせていただいています。30%以上につきましては、先ほどご回答させていただきましたけれども、農業者なり関係機関のほうに聞き取りをした中で設定させていただいたというところがございます。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） いろいろ言ってすみません。

やっぱり公平にお願いしたいという話もありました。だから、あと実施して、別に反対するつもりはありませんけれども、このとおりにやって、後であそこがどうの、うちはもらえなかったとか、そういう不平とか何か話が出ないやいいなという心配をしますので、できるだけ手厚く均等にお願ひできたらありがたい。手厚くたって決まっているんだけれどもね。

ただ、その中で1億6,000万円でしたっけ。計画を立てたんだから消化できるんだろうと思いますけれども、その辺の見込みというか、申請受付が9月30日までですか。その辺も含めて、受付がいつで、いつ頃までにこれを予算消化するのか見通しをお伺いします。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 農業者への案内というか周知につきましては、各市役所の本庁、支所または農業事務所、JAちばみどりのほうへも協力いただきまして、そちらのほうに申請書のほうを置かせていただいて、周知をしてまいりたいと思っております。

申請の受付期間につきましては、議会のほうの議決をいただきましたら、7月1日から9月30日までの中で業務のほうを執り行っていきたいと思っております。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 9月30日までに受け付けて締めて、9月中にお支払いできるんですかね。10月中。11月まではいかないでしょうけれども、よろしく願います。

○委員長（向後悦世） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 農業者への支払いのほうですけれども、こちらは受付を行った早い順に交付していきたいと思っております。7月につきましては8月の上旬といったような形で、交付のほうをしていきたいと思っております。願います。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） じゃ、少なくとも申請して翌月には入金されるということでもいいですかね。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 時間もありませんので、手短に2点ほど願います。

本会議でもちょっと質問したんですが、50万円以上の販売農家が対象になるということでもいいですね。50万円以上と言ったよね、農家。販売金額50万円以上の農家が対象になると言いましたよね。

（発言する人あり）

○委員（木内欽市） もうちょっといく。たしか50万円と言ったような気がしたんですけれども、そうすると月4万円なんですよ。じいちゃんばあちゃん農業も対象になるということでしたよね。そうすると、例えば月4万円ぐらいの人が1か月の売上げが半分、2万円以下になって、そこに20万円出るという解釈にもなっちゃうんですが、そうすると、先ほど佐久間委員が言ったように不公平感、これは初めてのことから難しいと思うんですよ。

例えばキャベツなんかの場合には、出荷した1箱当たり幾ら以下になったら補填を出すということなんですよ。今の場合、旭市の場合には売上げでしょう。例えば、そうか、じゃあねと、農家の方が冗談交じりに言っていたんですよ。じゃ、今月は出荷しないで来月まで持ち越して出荷して、今月の売上げを下げようということもできちゃうんですよ。

ですから、そこら辺はちょっと、当然そういう、どうせならずらして、大型野菜なんか今はすごく安いですから、2月、3月はすごく高値でもうかったけれども、今月出すとぐっと赤字ね。むしろそうした場合には、じゃ出荷しないようにしちゃおうよという場合には半額以下になりますよね、1か月のトータルですから。そういったところもちょっと考える。初

めてのことですからそういうことも当然あり得ますので、その点。

それとあと保育所のほうですか。これが全部の認可保育園併せてこの金額、1か所当たり幾らにもならないと思います。やはり上限が決められるということでしたっけ。

この2点。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員、保育所のほうは文教のほうの所管なので。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） まず50万円の件ですが、50万円と申し上げたのは販売農家のほうの基準の関係で、販売農家数の2,185件、これが30アール以上の面積で50万円以上の売上げがあるということで、その50万円という販売農家のほうの説明をさせていただいたものでございます。

農家の申請につきましては、偽り等の不正手段によって支援金の給付の決定を受けたものに対しては取消しといたしますか……。

（発言する人あり）

○農水産課長（多田一徳） それは前年の売上げのほうの書類をそろえていただいて、その中で確認ができるということであれば、それはこちらで対処……。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。答弁が終わった後にまた質問してください。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） だから、あと単価は1箱当たりじゃなくてトータルでということでしょう。だから、箱数を出さなくて売上げが減っても該当になるということでしょう。

○委員長（向後悦世） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） トータルで考えた減収ということになります。トータルで収入のほうを考えたときの減収率と……。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

高木寛委員。

○委員（高木 寛） それでは私から。

一般質問でもちょっと発言しましたけれども、農業者が持続化給付金、これが受給できる

ということと、今度の継続支援金給付事業。こういうのを旭市としてやったと、まずそのお知らせをぜひ、先ほど課長からいろんなJAとかお話もありましたけれども、この徹底をぜひお願いしたいということがまず1点。

それから、持続化給付金パンフレットでは、2020年1月から12月のうち、一月でも事業者が減収したというところで今年の12月までの間で申請できると、選べると。今の旭市でやるのは2月から7月までというのは期間が短いというのは、これはどうなのかなということと併せてお答えをお願いします。

○委員長（向後悦世） 高木寛委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 周知につきましては、漏れのないように各機関と連携いたしまして徹底して行っていきたいと思います。

2月から7月に設定した理由でございますけれども、市内での影響のある期間としまして判断をいたしました。緊急事態宣言が解除されまして、飲食店の営業なども再開していることから、8月以降については含めなく7月までとさせていただきます。

○委員長（向後悦世） 高木寛委員。

○委員（高木 寛） ぜひそういう取組をお願いします。

最後の質問で、持続化給付金を申請して受給できると、もらえると。併せてこちらの給付金、これも申請してできる、両方もらえるということではないんですか。

○委員長（向後悦世） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 持続化給付金とこちらの市の継続の支援金のほうは、それぞれ申請していただければ両方とも給付になります。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第32号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

これより討論を省略して議案を採決いたします。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） 今一緒……。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） すみません。商工課のほうも資料を頂きまして、ありがとうございます。特に説明がなかったということで、農水産課と別にお伺いしようと思っておりましたけれども、取りあえず一言だけ。

これね、3,000件頂いています。それで、第1次補正で飲食店7,000万円でしたっけ、出ています。それでプレミアム付商品券はいいとして、今回の件で、それからあと県のほうでやっているのもあるんですけども、1億円の利子補給が当初予算で入っていると思うんですけども、まあそれはいいとして、取りあえず飲食店のほうの進捗状況、どのくらい進んでいるのか。そして、今回またこれが出てくるわけだから、3,000件あると大変だと思うんだよね。だから、あまり細かく、分からないから細かく聞きたいんですけども、取りあえずその辺の進捗状況と今回の支援金、継続支援金なんだよね、旭市は。給付事業ということでね。これも締め、農水産課と同じように7月で9月30日、これはあまり関係ない、12月まで。その辺をちょっと教えてください。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） まず、先行しております飲食店の給付の状況でございます。6月12日時点で263件の申請がございました。

（発言する人あり）

○商工観光課長（小林敦巳） すみません。あのときもちょっと私申し上げましたが、700件はマックスの数字で見えております。これは当時、資料を集めたんですけども、なかなかかっちりした資料がございませんで、予算に不足があってもいけないと思ひまして、マックスの数字を出させていただきました。

それと今回の、先ほどの繰り返しになりますが、あくまでも2月、先ほどから再三申し上げますが、対象は中小企業のほうでございますが、2月から7月を対象月として、これの前年同月比、さっき農水のほうで話しました、同じでございます。30%以上もしくは50%以上、あくまでも前年同月比でございます。申請のほうは7月1日から受付できるように準備しております。9月30日まで。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） ちょっと時間があって、消化するのも、本当に今回3億2,000万円でしょう。3,000件で飲食は二百何件と言いましたっけ。それはもう済んだという形で、これ

は重複可能なんですよね。それにしても3億2,000万円を支給するというのは結構大変なのかなと思うので、いろいろ問題はあるんでしょうけれども、市民の皆さん、不平不満は……。

というのは、社会福祉協議会のほうの受付でだいぶ私のほうにも問合せがあったんですよ。20万円借りて1年据置きで毎月5,000円ずつ返していくという話ね。実際事業を継続するというのは、多分借りて、1年据置きとかで借りてね、例えば5万円、10万円をもらってもそんなに商売にあまり影響ないと思うので、多分100万円あるいは500万円借りて、据置きで1年間ぐらい利子補給、保証料を給付してもらおう。その事業はここに書いてあるんだよね、利子補給ね。そっちのほうがいいんだろうと思うんですけども、それにしても、その20万円を借りるのにさんざん言われたと、あれ出せこれ出せとね。預金通帳持ってこいと、通帳の残高出せとかね。20万円借りて毎月5,000円で返していくのに、友達から借りろとか言われてとか、かなり話があるんですよ。

だから丁寧にやっぱり対応して、できるだけあまり不平がないようにしていただきたいなと。それはちょっと、県のほうと関係ない、関係ないということもないので、それで一括で相談できる窓口が、房代議員のお話じゃないけれども欲しい、やっぱり必要だと思いますよ。できるだけ早めをお願いしたいなと、そう思います。すみません、よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） 説明は親切丁寧に、処理は迅速に正確にと考えております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 3,000件を相手にして商工観光課だけ、あるいは農水産課だけでやるのは大変だろうと思うんだよ、俺。本当に大変だと思う。できればそんな仕事やってほしくないと思います。別にセクションを設けて、多少お金かかってもやってもらったほうが良いと思う。今までの仕事もあるでしょうから、そう思っているんですよ。本当に大変だと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） 答弁いいですか。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） お気遣いいただきましてありがとうございます。

うちのほうも今回アルバイトも受付を計上しております。もし商工観光課でももちろん対応できなければ、待たせることないように本課のほうのお手伝いもいただいて支給したいと考えております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第 32 号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（向後悦世） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第 32 号、令和 2 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第 32 号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（向後悦世） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告してください。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（向後秀敬） それでは、農業委員会事務局より、今後の農業委員会活動について、ご報告いたします。

今回、第2回定例会におきましてご承認をいただきました17名の農業委員は、市長より7月20日に任命書の交付を行い、その後、初総会を開催する予定となっております。

農業委員と同時に募集を行ってございました農地利用最適化推進委員20名につきましては、農業委員会から同じく7月20日に委嘱を行う予定でございます。

なお、農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期は3年間で、今後は農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、農地法に関する業務、農地の利用集積、耕作放棄地対策等に取り組んでいくものでございます。

農業委員と農地利用最適化推進委員につきましては、お手元の表のとおりでございます。

農地利用最適化推進委員につきましては、7月20日の農業委員会総会での承認後となりますので、候補者としてございます。

以上で農業委員会事務局所管の報告事項について終わります。

○委員長（向後悦世） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（向後悦世） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時 3分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 向 後 悦 世

文教福祉常任委員会

令和2年6月19日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 4号 旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 32号 令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について

《付託請願》

請願第 2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択に関する請願

請願第 3号 国における2021年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する請願

出席委員（6名）

委員長	米本 弥一郎	副委員長	片桐 文夫
委員	景山 岩三郎	委員	伊藤 房代
委員	宮内 保	委員	林 晴道

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長 伊藤 保

説明のため出席した者（14名）

教育長	諸持 耕太郎	学校教育課長	加瀬 政吉
社会福祉課長	椎名 隆	高齢者福祉課長	赤谷 浩巳
子育て支援課長	石橋 方一	保険年金課長	在田 浩治
庶務課長	杉本 芳正	生涯学習課長	八木 幹夫
体育振興課長	柴 栄男	健康管理課長	遠藤 茂樹

環 境 課 長 高 根 浩 司
そ の 他 担 当 員 3 名
職

事務局職員出席者

事 務 局 長 花 澤 義 広 事務局次長 向 後 哲 浩
副 主 幹 黒 柳 雅 弘

開会 午前10時 0分

○委員長（米本弥一郎） おはようございます。

大変ご多用のところ、また雨天の中、ご苦労さまでございます。

委員の皆さん、職員の皆さんには新しい生活様式を実践していただき、ご自身の健康と地域経済を守っていただけるよう、お願い申し上げます。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

本日、伊藤議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いします。

○議長（伊藤 保） おはようございます。

委員の皆さん、大変に雨の中ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました2議案と請願2件について、審査をしていただくことになっております。

どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

○委員長（米本弥一郎） ありがとうございます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して諸持教育長よりご挨拶をお願いいたします。

諸持教育長。

○教育長（諸持耕太郎） 皆さんおはようございます。

本日は、文教福祉常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

日頃より委員の皆様には多方面にわたりご指導、ご支援をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、議案第4号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてと、議案第32号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、所管事項の2議案で

ございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げます。

また、本日は人事異動後初めての委員会でございますので、文教福祉常任委員会所管の担当課長の紹介をさせていただきたいと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

- 委員長（米本弥一郎） はい、お願いいたします。
- 教育長（諸持耕太郎） それでは、順次これより自己紹介をさせますので、よろしくお願いいたします。
- 子育て支援課長（石橋方一） 子育て支援課長の石橋です。2年目になります。よろしくお願いいたします。
- 学校教育課長（加瀬政吉） 学校教育課長の加瀬政吉と申します。よろしくお願いいたします。
- 保険年金課長（在田浩治） 保険年金課長の在田です。よろしくお願いいたします。
- 庶務課長（杉本芳正） 庶務課長の杉本と申します。よろしくお願いいたします。
- 健康管理課長（遠藤茂樹） 健康管理課2年目になります。遠藤です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 体育振興課長（柴 栄男） 体育振興課長、柴と申します。よろしくお願いいたします。
- 社会福祉課長（椎名 隆） 社会福祉課長、椎名隆と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 高齢者福祉課長（赤谷浩巳） 高齢者福祉課長、赤谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 生涯学習課長（八木幹夫） 生涯学習課長の八木と申します。2年目となります。よろしくお願いいたします。
- 環境課長（高根浩司） 環境課長の高根と申します。今年1年目でございます。よろしくお願いいたします。
- 委員長（米本弥一郎） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（米本弥一郎） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月11日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第4号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、本委員会所管事項についての2議案であります。

初めに、議案第4号について、補足説明がありましたらお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 本会議での説明のとおりですので、補足説明はございません。

よろしく願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第4号について質疑がありましたらお願いいたします。

片桐委員。

○委員（片桐文夫） 本会議場でも聞いたんですけども、この内容、どういうふうになって、

どのようなメリットがあるのか。試験とかそんなのが変わったのかな、これは。その辺ちょっともう少し詳しく教えていただければ。お願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 片桐委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 今回の内容についてですが、この研修の問題なんですけども、

今までは都道府県知事、それから指定都市の長のみでありました実施主体に、中核市の長を追加しています。中核市というと、千葉県でいいますと、船橋市、柏市ということになります。これは研修の機会を増やすことにより、より多くの方が研修を受けて、支援員として資格をもらえると、このようなことになっております。

○委員長（米本弥一郎） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） 分かりました。

そうしますと、今まで千葉県で行っていた4日間でしたっけ、研修を、船橋市と柏市でできるというような内容ですね。

その中で、先生方に教える内容とかなんとかというのは今までと変わらず同じ内容を行うということですかね。

○委員長（米本弥一郎） 片桐委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 研修の内容は同じでございます。ただ、研修を受ける機会が増えたということで、より多くの方が研修を受けるチャンスがあると、こういうことでございます。

○委員長（米本弥一郎） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） ありがとうございます。

それでは、これからますます旭市の放課後児童クラブのほうが、先生方の指導に対しても統一を取って、運営も楽になっていくと考えてよろしいですかね。

○委員長（米本弥一郎） 片桐委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 現在この支援員と呼ばれる方は、この研修を終了した方になっております。それから、補助員と呼ばれる方もいるんですけど、この補助員が研修を受けることによって支援員となり、より多くの業務を担うことができるようになると、こういうことでございます。

○委員長（米本弥一郎） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第32号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 議案第32号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決について、子育て支援課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の8ページをお願いいたします。

歳出になります。

3款3項6目保育所費、説明欄1の保育環境改善等事業827万3,000円ですが、保育所等が新型コロナウイルス感染拡大防止のために必要な経費に対して1施設当たり50万円を上限として国が助成するものです。

10節需用費、消耗品費577万3,000円は、公立保育所1施設当たり平均44万円相当分の感染予防のための消耗品として、子ども用のマスク及び大人用のマスクを合わせて6万3,000枚分、各施設へ手指消毒液及び室内消毒液を合わせて平均21本ずつ、非接触体温計を各3本ずつ購入するため計上するものです。

18節負担金補助金及び交付金250万円は、民間保育所1施設当たり50万円を子ども用マス

ク及び消毒液、その他感染予防のための物品の購入費、施設等の消毒業務委託料として補助金を交付するため計上するものです。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

歳入になります。

14款2項2目2節児童福祉費国庫補助金、説明欄1の保育対策総合支援事業費補助金827万3,000円ですが、事業費の全額を国が負担いたします。

以上で、議案第32号、子育て支援課所管の補足説明を終わりにします。

○委員長（米本弥一郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第32号について質疑がありましたらお願いいたします。

林委員。

○委員（林 晴道） それでは伺いますが、保育環境改善等事業、各施設に対して50万円の補助金が出るということで、マスク及び消毒液ということなんですが、これ児童がどのぐらいの間対応できるぐらいの量がこの金額で確保できているのか。

それから、使い方なんですが、生後間もない子どもたちからが対象となろうかと思えますので、その使用方法がどのような取扱いになっているのかを伺いたいと思います。

○委員長（米本弥一郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） ただいまの林委員の質問に対して回答いたします。

どのぐらいの期間の対応、期間を見て用意しているかというご質問についてですが、まず、子ども用につきましては対象を3歳以上児ということで考えております。そうしますと、公立、干潟保育所も含めて約540人の児童がいらっしゃいます。子どもにつきまして、児童につきまして、1人1箱、50枚入りの1箱を渡して、期間といたしましては来年の3月までということで考えております。

また、職員、保育士等につきましては、職員約200名います。200名で月20枚マスクを使うということで、そのほか足りない分はアベノマスクを使ったり自家製の布マスクを使ったりということで考えております。やはり来年の3月までということで枚数を3万6,000枚ということで考えております。

あと、使い方でございますが、子どもにつきましては先般の議案質疑で答弁しましたとおり、2歳以下の子どもについては熱中症や呼吸器疾患とか、そういったおそれがあるということで、使用は控えていただいていますので、今回は配られません。3歳以上の子どもにつ

きまして、やはりそういう体の、気管とかが弱い子どもとか、そういった子どもは無理に使用しないで、強制的に使わせるんでなくて、何か行事のときとか、親とか先生方の判断でしたほうがいいときはしていただくというような感じで、強制的では考えておりません。

以上です。

○委員長（米本弥一郎） 林委員。

○委員（林 晴道） 子どもたちに使う消毒液ですか、その件なんですけど、となりますと、そんなに量を使うことはないなというふうに思います。金額的にも到底50万円まではいかない、1万円も使わないような金額なのかなということが想像できますが、隣接市の同じような類似施設でどうやら感染があったときに、保育士の方が施設内全部アルコール消毒洗浄したということを知りました。僕もよく確認して調査しましたが、できればそういうような対策にこのアルコール洗浄液みたいなものを使えるという判断ができると思うんですが、その辺の見解と、ぜひそういう事態になった場合のときのために置き置きというか、買って置いてもらって、そっちのほうにも使えるようなアドバイスというか、そういう取組をするべきじゃないのかなというふうに思うんですけども、どのようになっているのか、伺います。

○委員長（米本弥一郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） ただいまの質問ですが、恐らく感染者が出た場合の施設の消毒のことだと思います。そちらにつきましては、この予算の範囲内で対応、もしくは予算をオーバーした分については施設のほうの負担ということで対応していくんですが、今回購入します消毒液につきましては、手指消毒剤、エタノール濃度68%ということで、各保育室、遊戯室等の入り口に、玄関もそうなんですけど、入り口に置いて、随時保育室に入ったりするときに、子どもたち、職員が手を消毒するというために購入するものでございます。それで、ただ、施設消毒をするときにその消毒液が使えるかというのについてはまたちょっと別の話になっちゃうんですが、もし感染者が出た場合は消毒委託業者のほうと協議して施設消毒をするということになりますので、その際にどういうアルコール消毒剤を使うというのはその都度協議になると思います。

また、子どもたちが帰った後、机、テーブルとか、ドアノブとかそういったのも常に掃除をしております。それについてはこのアルコールのほうでしますので、量的にただ手を洗うだけでなく、子どもたちが帰った後の掃除の分も含めてということで各施設へ21本ぐらいつつ購入するというふうに考えています。

○委員長（米本弥一郎） 林委員。

○委員（林 晴道） 最後にしますけど、よく分からなかったんですが、取りあえず伺いたいのは、子どもたちに直接消毒をするアルコール除菌液と、あとは物に対して使うアルコール除菌液ですか、その違いをちょっと教えてもらいながら、あとはそれに対して消費期限があるのかないのか。その中で、消費期限がないだとか、そういうことであれば、ぜひしっかりと各施設に対してそういう話をしてもらった中で満額の補助金を取っておいてもらって、いざ何かあった場合には最初に自分たちでできるような手だてを、話を詰めておくべきじゃないのかなと、そのように思いますので、見解を伺います。

○委員長（米本弥一郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） まずこのアルコールの消費期限ということですが、ちょっと詳しいことは分かりませんが、アルコールですので、やはり蒸発等が考えられると思うので、そんなに何年もということはないと思います。ただ、今回購入するものは一応補助対象ということで、3月いっぱい分までのものが対象となっておりますので、それで使い切れる分を各施設で購入するというところで考えております。

また、子どもたちが直接手指を消毒するものと机とかを消毒するものが同じアルコールなのかということにつきましては、同じアルコールを使ってもいいのかなと考えております。

あと、施設が施設消毒をするために予算を残しておけばということですが、それにつきましても感染者が出るかどうかというのは誰も予測が付きません。まず感染者を出さないため、感染の拡大防止のためにまずは消毒液とか、そういうのを用意しておくのがまず最初の対策方法かなと考えた上で、仮に出た場合はその時点で執行残を使いながら施設消毒のほうをお願いしていこうかと考えております。

あと、アルコールの消費期限ですが、未開封であれば約2年程度保存が可能だということだそうです。

以上です。

○委員長（米本弥一郎） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、議案第32号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（米本弥一郎） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第4号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（米本弥一郎） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第32号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（米本弥一郎） 全員賛成。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（米本弥一郎） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（米本弥一郎） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） それでは、その他報告事項といたしまして、海上保育所改築事業について、子育て支援課から報告いたします。

本事業は、第1回定例会において繰越明許費補正及び契約金額の変更の承認をいただき、

引き続き改築工事を執行してまいりましたが、工期の5月29日をもって各工事の全工程が終了し、完了検査を済ませております。

新園舎は木造平屋建てで、屋根は赤色、外壁はアイボリー色となっております。延べ床面積606平方メートルで、病気回復期の児童の一時保育のための病児保育室を新たに配置し、園児が生活する保育室及び遊戯室は窓を広く取ったため明るく、おいしい給食を提供する調理室、厨房には先進設備を導入いたしました。

また、新園庭は若干狭くなりましたが、今後、園児の運動能力や体力を養うための遊具の設置、防風・防砂のための樹木の植栽及び芝張り等の整備を行い、屋外保育の充実を図ってまいります。

以上です。

○委員長（米本弥一郎） 学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） では、学校教育課から再開後の小・中学校の状況について、ご報告をさせていただきます。

先月25日に緊急事態宣言が解除された後、市内の小・中学校は文部科学省から出された学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式に基づき、6月1日から学校を再開しました。

1、再開の段階としましては、第1週を各学年2回の分散登校、第2週を一斉登校とし、給食提供、午前日課、第3週、6月16日からは通常日課としております。

2、部活動につきましては、来週の22日月曜日から活動時間を1時間程度とし、土日の活動は行わないという緩やかなスタートとしました。7月13日月曜日から通常の活動を予定しております。

3、夏季休業日につきましては、通常であれば7月21日火曜日から8月31日月曜日までですが、4月、5月に臨時休業期間もありましたので、7月21日から31日の間、8月24日から31日の間を短縮し、授業を実施することとしました。

以上でございます。

○委員長（米本弥一郎） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

請願の審査

○委員長（米本弥一郎） 次に、請願の審査を行います。

関係課以外は退室してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時28分

○委員長（米本弥一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る6月11日の本会議におきまして、本委員会に付託されました請願は、請願第2号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択に関する請願、請願第3号、国における2021年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する請願の2件であります。

初めに、請願第2号について審査に入ります。

紹介議員であります景山岩三郎議員より説明をお願いいたします。

○紹介議員（景山岩三郎） 本日は委員長さんをはじめ、委員各位の皆さんには委員会大変お疲れさまでございます。また、今日、貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

それでは、説明いたします。

教育は国家百年の大計と申します。その観点から、私は義務教育費国庫負担制度の堅持が必要だと思っております。子どもたちの学びやすい教育が必要でございます。

この要望がありました団体は、千葉県市町村教育委員会連絡協議会、また県内の小・中・高等学校校長会、職員組合、そしてPTA連絡協議会、県教育界が一丸となって上げた請願でございます。

ぜひ今の教育制度の堅持をよろしく皆さんにご理解をお願いいたしまして、ご賛同をお願いしたいと思います。

終わります。

○委員長（米本弥一郎） 景山岩三郎議員の説明は終わりました。

続いて、担当課より参考意見がありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） それでは、第2号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択に関する請願でございますが、今回の採択を求める請願は、千葉縣市町村教育委員会連絡協議会、教育長協議会、県PTA連絡協議会、県小学校長会、中学校長会ほか、千葉県の教育界を代表する21団体でつくる子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会の会長名で採択を求められた請願でございます。会長は、市原市教育委員会教育長職務代理者であります。

未来を担う子どもたちの健全育成をつかさどる学校教育を充実させるためには、教職員の安定した確保が必要不可欠です。

その財源措置として教職員にかかる給与費の3分の1を国が負担する義務教育費国庫負担制度がありますが、この負担の割合も恒常的な措置ではなく、制度そのものが廃止される可能性もあります。さらに、事務職員、学校栄養職員の国庫負担を外し、一般財源化が模索されるなどの情報も聞かれております。

全国どこでも公教育は同じレベルで受けることができる基盤が、この義務教育費国庫負担制度であると考えます。

以上でございます。

○委員長（米本弥一郎） ありがとうございます。

ただいま担当課から参考意見がございましたが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

林委員。

○委員（林 晴道） この団体の要望、請願ですか、これ毎年ありますよね。それで、僕はこの内容、賛成でありますけども、このコロナ禍でわざわざ今年も同じような中身なんですけど、出す必要なかったんじゃないのかなと思います。2年に1回とか、4年に1回とか、そういう方向にしてもいいような中身ではないのかなと、僕は分析しますけどもね。去年との具体的な違い、それから近年の要望の傾向、それをちょっと明確に教えていただきたいなど、そのように思います。

あと、紹介議員に関して、僕、1回これに反対したことがあるんです。ちょっと議会のルールを逸脱した紹介の議員だったり、要望の提出だったりしたことがありますが、ぜひこれは、どうなんですかね、紹介議員、僕なったこと分かりませんが、充て職で文教の先輩議員、

景山さんのような人が適任だと思いますけども、そういう人がやるだとか、前文教の委員長さんがいたらその人に託すだとか、そういったような決まりをぜひつけてやらないと、やっぱりこんがらがることがありますので、その点、僕1回反対しただけなんで、一度これが言える機会があったら言わなきゃならんなどと思っていましたので、その点ちょっと明確に、紹介議員もいらっしゃいますが、教えていただけたらと思います。

○委員長（米本弥一郎） 林委員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 1点目の請願の内容につきましては、ほぼ内容的には変わりはありません。例年同じような内容でございます。

次の紹介議員につきましては、申し訳ありません、私ちょっと詳細を把握できておりませんので、お答えすることが難しいのですが、ご理解いただければと思います。

（発言する人あり）

○学校教育課長（加瀬政吉） その2年、4年に1回でいいかということですが、請願の性質上、毎年することによってそれだけ現場からの声があるんだということを伝えたいと、こういうふうに理解しております。

（発言する人あり）

○委員長（米本弥一郎） 他に質問はありませんか。

（発言する人あり）

○委員長（米本弥一郎） 景山岩三郎議員、紹介議員の件で。

（発言する人あり）

○委員（景山岩三郎） 委員会の長老がやるとか、1回委員長さんをやった人がやるとか。そういうルールをつくったほうがいいかなと私は思います。

○委員長（米本弥一郎） いいですか。

ほかに質問はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、続いて、請願第3号について紹介議員であります景山岩三郎議員より説明をお願いいたします。

○紹介議員（景山岩三郎） 先ほど申したとおりの意見でございますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

○委員長（米本弥一郎） 景山岩三郎議員の説明は終わりました。

続いて担当課より参考意見がありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○**学校教育課長（加瀬政吉）** 請願第3号は、請願第2号と同一の団体のものからであります。

少人数できめ細かな指導の確立に向けた学校職員の定数を改善することは、児童・生徒の学力向上に直結することです。また、現在の経済状況等を考えますと、保護者の教育費負担の軽減に向けての取組、就学援助や奨学金事業に関わる予算の拡充を求めることは非常に重要なことと考えます。

特に、教科書無償制度は経済状況からだけではなく、教育を受ける権利がひとしく保障されていることから維持していかねばならない制度です。

また、大規模災害に対して安全・安心な学習環境を保障するため、学校施設のさらなる整備が必要と考えます。

そして、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休校により、児童・生徒の安全・安心な学校生活への支援も非常に大切なことと考えます。

以上であります。

○**委員長（米本弥一郎）** ありがとうございます。

ただいま担当課から参考意見がございましたが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

林委員。

○**委員（林 晴道）** 誠にいい意見で、毎年同じような形ではありますが、学校整備だとか学習支援だとかということも今回もこの文面の中に入っておりますが、今現在旭市が施設整備だとか、そういうものが足りないとお考えの下でこういう文書を出してこられているのか、その辺に関して、僕は十分じゃないのかなと思うので、一度聞いてみたいと思っていましたので、お願いします。

○**委員長（米本弥一郎）** 林委員の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○**庶務課長（杉本芳正）** では、学校整備、どのぐらい足りているのかというような形だと思いますが、現在大規模災害について大まかに工事のほうは、改修のほうはだいたい終わるのかなとは考えております。

あと、残っているという点ですけども、トイレの洋式化、あと非常用電源と、そういうのがちょっと足りないのかなというのが今の現状だと考えています。

私のほうからは以上です。

○委員長（米本弥一郎） ほかに質問はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、ここで執行部は退出してください。大変ご苦勞さまでございました。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時40分

○委員長（米本弥一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き請願の審査を行います。

初めに、請願第2号についてご意見がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、請願第2号の審査を終わります。

続いて、請願第3号についてご意見がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、請願第3号の審査を終わります。

請願の採決

○委員長（米本弥一郎） 次に、討論を省略して採決いたします。

請願第2号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択に関する請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（米本弥一郎） 全員賛成。

よって、請願第2号は採択と決しました。

請願第3号、国における2021年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する請願について、

採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(米本弥一郎) 全員賛成。

よって、請願第3号は採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(米本弥一郎) ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

意見書案の説明

○委員長(米本弥一郎) 続きまして、ただいま採択と決しました請願が、本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備をしたいと思っています。

事務局、意見書案を配付してください。

(意見書案配付)

○委員長(米本弥一郎) 初めに、請願第2号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○議会事務局長(花澤義広) それでは、請願第2号の意見書案について、ご説明いたします。

お手元に配付してございます義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書(案)、こちらのほうをご覧いただきたいと思います。

意見書案を朗読して説明に代えさせていただきたいと思います。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書(案)

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務

教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止にも言及している。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣でございます。

以上でございます。

○委員長（米本弥一郎） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、請願第2号の義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書は原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（米本弥一郎） ご異議ないようですので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

続いて、請願第3号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○議会事務局長（花澤義広） それでは、請願第3号の意見書案についてご説明いたします。

お手元に配付してあります国における2021年度教育予算拡充に関する意見書（案）をご覧くださいと思います。

意見書案を朗読して説明に代えさせていただきます。

国における2021年度教育予算拡充に関する意見書（案）

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」、「不登校」、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、さまざまな深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故、さらに各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生した。災害からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、さまざまな教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、2021年度にむけての予算の充実をしていただきたい。

1. 災害からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること
2. 少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
3. 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
4. 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること
5. 子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
6. 老朽化等による危険を伴う校舎・ブロック塀の改築や更衣室、洋式トイレ、空調設備等の公立学校施設整備費を充実すること
7. 子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること
8. 感染症に伴う臨時休校等により、児童・生徒が健康面・学習面で不安やストレスを感じるようなことのないよう財政措置を講じること

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

以上でございます。

○委員長（米本弥一郎） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、請願第3号の国における2021年度教育予算拡充に関する意見書は原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（米本弥一郎） ご異議ないようですので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

なお、意見書の提出に伴う発議案の提出者につきましては、委員長名で議長に提出いたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○委員長（米本弥一郎） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午前10時52分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 米 本 弥一郎

総務常任委員会

令和2年6月22日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1号 旭市特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 議案第 2号 旭市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3号 旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 財産の取得について
(旭市新庁舎備品（事務用什器）)
- 議案第 6号 財産の取得について
(旭市新庁舎備品（収納用什器）)
- 議案第 7号 財産の取得について
(旭市新庁舎備品（議場用什器）)
- 議案第 8号 財産の取得について
(高規格救急自動車 1台)

出席委員（5名）

委員長	宮澤芳雄	副委員長	平山清海
委員	高橋利彦	委員	島田和雄
委員	伊藤保		

欠席委員（1名）

委員 飯嶋正利

委員外出席者（なし）

説明のため出席した者（16名）

副市長 加瀬正彦 総務課長 伊藤憲治

企画政策課長	小倉直志	財政課長	伊藤義隆
消 防 長	川口和昭	秘書広報課長	山崎剛成
行政改革 推進課長	宮内敏之	税務課長	伊藤義一
行推監事 査務委員	高野久	市民生活課長	遠藤泰子
会計管理者	多田英子		
その他担当 職員	5名		

事務局職員出席者

事務局長	花澤義広	事務局次長	向後哲浩
副主幹	黒柳雅弘		

開会 午前10時 0分

○委員長（宮澤芳雄） おはようございます。

梅雨の間の大変うっとうしい日でありますけども、委員の皆さんには議案の審査にお集まりいただきまして大変ご苦労さまです。どうぞ慎重なる審議をお願いしたいと思います。

今、市を挙げてコロナ対策に取り組んでいるところですけども、なかなか収束しないと、東京から遊びに来た友達が菌を持っていて、40日ぶりだかで感染してしまったという福島の事例があったり、非常にまだまだ二次感染、本当に恐れられているところです。一刻も早い収束のためにも、治療薬と、またワクチンの開発が待たれるところでもあります。どうぞよろしくをお願いしたいと思います。

それでは、ただいまより総務常任委員会を開会いたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は5名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

本日、議案説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬正彦） おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案でございますが、全部で7議案でございます。

内訳ですが、まず条例関係といたしまして、議案第1号、旭市特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定、それから議案第2号として旭市税条例の一部を改正する条例の制定、議案第3号で旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての3議案がございます。

次に、財産の取得が4議案です。議案第5号の新庁舎備品購入のうち事務用什器、議案第6号の新庁舎備品購入のうち収納用什器、議案第7号で新庁舎備品購入のうちの議場用什器でございます。それと議案第8号として消防本部に配備いたします高規格救急自動車1台の

購入がございました。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔明瞭に答弁いたしますよう努めますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、本日は人事異動後初めての委員会でございます。担当課長の紹介をさせていただきたいと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（宮澤芳雄） お願いします。

○副市長（加瀬正彦） それでは、順次自己紹介させますので、よろしく願いいたします。

○総務課長（伊藤憲治） 初めに、私、総務課長の伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○財政課長（伊藤義隆） 財政課長の伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○消防長（川口和昭） 消防長の川口であります。よろしくお願いいたします。

○企画政策課長（小倉直志） 企画政策課長の小倉です。よろしくお願いいたします。

○税務課長（伊藤義一） 税務課長の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

○市民生活課長（遠藤泰子） 市民生活課長、遠藤です。よろしくお願いいたします。

○秘書広報課長（山崎剛成） 秘書広報課長の山崎です。どうぞよろしくお願いいたします。

○会計管理者（多田英子） 会計管理者の多田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○行政改革推進課長（宮内敏之） 行政改革推進課長の宮内です。どうぞよろしくお願いいたします。

○監査委員事務局長（高野 久） 監査委員事務局長を拝命しました高野です。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（宮澤芳雄） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月11日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、旭市特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について、議案第2号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の

制定について、議案第5号、財産の取得について、議案第6号、財産の取得について、議案第7号、財産の取得について、議案第8号、財産の取得についての7議案であります。

初めに、議案第1号について、補足説明がありましたらお願いします。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 議案第1号につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりで、加えての説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について質疑がありましたらよろしくお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について、補足説明がありましたらお願いします。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） 議案第2号につきましては、本会議で補足説明を申し上げたとおりでございます。加えての説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について質疑がありましたらよろしくお願いいたします。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） これ、税の猶予の件と思うんですが、そういう中で現在滞納している人もかなりおり、現在滞納している人も現年課税分が該当すると思うんですが、そういう中で市は毎年1億円前後の不納欠損を出しているわけですが、結局これに対して滞納分ですね、これは猶予を含めて今後どのようにしていくのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） 今回の税の改正につきまして、滞納している人ももちろんございます。滞納分につきましては例年どおり手続きに従いまして手続きのほうをやっていきたいと思います。

本年度でございますが、現在猶予、もう何件か来ていることは来ております。そちらにつきましても、今回の税の改正の案に基づきまして、案どおりに申請を受け付けていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） それについてはいいと思うんですが、ただ、そうしますと今まで結局差押えでも何でもしたものが、例えば1年で差押えしていたとします。そうしますと、猶予期間を含めた今度は差押えになるのか。それと同時に今滞納かなり発生している中で、これは差押えをすれば不納欠損にしない、不納欠損じゃなく徴収できたのか、その辺お尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） 差押えをすれば不納欠損はないのかということですが、一応差押えをした段階でその税はなくなるということはありません。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） ちょっと私の質問と答弁が違うんですが、結局不納欠損を出さないためには早期に差押えをすれば不納欠損が少なくなるのかということなんです。

そんな中で、不納欠損が出た中で差押えの件数は何件ぐらいあったのか、お尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 税務課長。

○税務課長（伊藤義一） 今年度の猶予の関係でございますが、先週でございます、6月19日現在で20件出ております。猶予の件数です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いや、猶予の申入れがあったんじゃないかと、例えば差押えする場合に、本来今までは例えば1年で差押えしていましたが、今度は猶予期間を含めた中での差押えになるのか、まずその辺をお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 税務課長。

○税務課長（伊藤義一） 猶予期間、こちらが申請された場合はその間は一切、何ていいますか、猶予期間につきましては差押え等はしないような格好になります。その猶予を受けた期間は差押えはできないような……。

（発言する人あり）

○税務課長（伊藤義一） 猶予期間が終わった時点で差押えの手続きは新たに発生することになります。

（発言する人あり）

○委員長（宮澤芳雄） しばらく休憩します。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時16分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） ただいま猶予期間が1年ございます。それで、その猶予期間中には差押えはできません。猶予期間1年の後、通常1年程度差押え期間というのがあるんですが、その期間をもちまして差押え手続きをするような格好になります。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑はありますか。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、2号議案の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） 議案第3号につきましては、本会議で補足説明を申し上げたとおりでございます。加えての説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第3号について質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号、6号、7号の3議案について、関連がありますので、補足説明がありましたら一括して説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） それでは議案の補足説明を申し上げる前に、まず今年度に予定しております新庁舎の備品購入の全体について説明を……。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長、着座で。

○総務課長（伊藤憲治） ありがとうございます。じゃ、失礼して着座で説明させていただきます。

新庁舎の備品につきましては、購入を予定している品物を設置場所や使い方に応じて6種

類に分けて入札を行っております。このうちの3件を今回議案として提案しているところでございまして、残りの3件はいずれも2,000万円未満の案件でございます。

この議案として提案していない3件について内容を申し上げますと、1つは会議室などで使用するテーブルや椅子です。2つ目は窓に取り付けるブラインドです。3つ目はその他の各種備品で、傘立てや窓口で使う申請書の記載台、あるいはキッズコーナーに設置するクッションマットなどです。なお、これらの3件はいずれも市内の業者が受注しております。

それでは、本題のほうの議案の補足説明に進めてまいります。

初めに、議案第5号について申し上げます。

内容は事務用の什器でありまして、執務室で使う机が296台で、このうち245台は1台を2人で使うタイプです。また、椅子は646脚、窓口のカウンターが117台、カウンターの椅子が123脚となります。納入期限は令和3年3月30日です。

以上、議案第5号の補足説明でございまして、続きまして、議案第6号について補足説明を申し上げます。

内容は収納用の什器でありまして、執務室に設置する収納庫が420台、物品棚が170台、耐火書庫等に設置する書類の保存棚が137台、更衣室に設置するロッカーが86台で、これは6人用です。納入期限は令和3年3月30日です。

以上が議案第6号の補足説明でございます。

続きまして、議案第7号について補足説明を申し上げます。

内容は、議場用の什器でありまして、まず机が全部で27台です。内訳は議長席や登壇席、質問席等の1人用が5台。議員席につきましては、2人用と3人用をそれぞれ4台ずつ。執行部席は2人用が10台、3人用が4台となります。また、椅子は全部で55脚です。それと、傍聴席の椅子は36脚で、このうちの1つは親子用のベンチ型となります。納入期限は令和3年3月30日です。

以上で、議案第5号から7号までの補足説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第5号、第6号、第7号について質疑がありましたらお願いします。

平山委員。

○委員（平山清海） 7号なんですけど、議場用の椅子とテーブル、今までのよりは、私らが今使っている椅子、テーブルよりは隣との距離はあるんですか。今までと同じぐらいのテーブルなんですか、お聞きします。

また、こういう時代ですから、広いほうがいいと思うんですけど、よろしくをお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 平山清海委員の質疑に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 議場の中のテーブルの幅ということでございます。現在の使っているテーブルより少し広くなります。おおむね10センチぐらい広がるかなと思っております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか質疑ありますか。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 新庁舎の備品、事務用品を含めたレイアウト、コクヨがやっていますよね。そういう中で、今の説明では結局ほとんどこれコクヨで作っているものだと思うんですが、そういう中で、入札はメーカーは入らないような方式になっているんですか、お尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 今回の備品の購入で事務用の関係につきましては、メーカーをコクヨ1者に指定したわけではございません。そのほかにも2者指定しまして、3者を仕様書の中で指名しまして、その中で入札を行ったところでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか、質疑ありますか。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 見ていなかったのかもしれませんが、議場の椅子の配置ですか、これは既に示されていましたっけ。このように椅子を配置しますといったようなことなんですけども。

○委員長（宮澤芳雄） しばらく休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時25分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

島田和雄委員の質疑に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 議場の中の机のレイアウトというご質問でございますが、これにつきましては前に一度お示しをしております。それは、令和元年12月20日のときにA4の横のカラーのもの、これをお配りいたしまして、この備品関係の購入につきまして概要という形でお示した中で、議場の部分についてのレイアウトもお示ししております、そこで説明をさせていただいたところでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員。

○委員（島田和雄） そうしますと、それに沿って今回備品のほうは、要するに入札にかけているということでしょうか。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 基本的にはそのときのレイアウトに沿って入札をかけましたが、ただ、このときはまだ概略というような部分もございましたので、本当の細かい部分につきましては、仕様書の中で精査をして入札にかけております。大きな部分は当然そのときそのままお通ししております。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員。

○委員（島田和雄） 今、ここの旭市議会の議場と同じような、基本的には配置といいますか、1つはよく私も視察等をしますと、質問席というのがあるんですよ。最初に質問するときに登壇してやりますけども、そこに登壇するのではなくて執行部に向かって質問席といったようなやり方でやっているところも多かったと思うんですけども、その辺の議論も特にしないでということでしたよね。しましたっけ。しましたか。

（発言する人あり）

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 議場の中での質問席というご質問でございます。これにつきましては設置する予定でございます。

そうになりましたものは、議会の中でご議論いただきまして、質問席を設けたほうがいいというご提言といいましたか、それをいただきまして、それに沿って進めたところでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） そのほかありますか。

平山清海委員。

○委員（平山清海） 先ほどの話なんですけど、今何センチ、自分の机は何センチですか、あれ。さっき話していたように10センチ大きくなるといいましたけれど、世の中のコロナ騒ぎで隣との距離を広めるということであれば、時代が変わったということで30センチぐらいは大きくないと、と思うんですけど。

○委員長（宮澤芳雄） 平山清海委員の質疑に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

先ほど10センチくらいという言い方であやふやでした、申し訳ありません。正確にお答えいたします。現在の机の幅が70センチです。新しいもの、85センチです。15センチ増えます。以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 平山委員。

○委員（平山清海） これ、もっと広くしてと言えはなるんですか。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） なかなかお答えしにくいところなんですけど、建物の大きさを広げるというわけにはもうまいりませんので、今の建物あるいはその中の部屋の中で設置という形でいきますと、広げるのは難しかったというところがございます。ご容赦をいただければと思います。ご理解をいただければと思います。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） そのほかありますか。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第5号、議案第6号、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について、補足説明がありましたらお願いします。

消防長。

○消防長（川口和昭） 議案第8号、財産の取得について、高規格救急自動車1台の補足説明を申し上げます。

今回、仮契約を締結いたしました高規格救急自動車1台につきましては、車両は日産自動

車の四輪駆動車両でございます。主な装備につきましては、救急業務の実施基準で示された要件を満たしまして、最新の医療機器であります半自動式の除細動器、そして救急救命士の使用する気道確保器具等の装備をした仕様でございます。

配備先につきましては、消防本部海上分署でございます。

現有する車両につきましては、平成19年に配備し、13年が経過しております。老朽化により性能低下しました車両の更新をお願いするものであります。

納入期限は令和2年12月25日であります。

以上で、議案第8号、消防本部所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第8号について質疑がありましたらお願いします。

平山清海委員。

○委員（平山清海） 大変高価な車でありますね。

救急自動車の排気量はどのくらいあるのか。

また、救急隊員の定員は何人か。

また、高規格と言われてはいますが、高規格というのは何を指して高規格というのか。低規格というのはないんでしょうけど、説明をお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） しばらく休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時34分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

平山清海委員の質疑に対して、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（川口和昭） 車両の排気量ということでございますが、2,600ccでございます。

そして、定員ということでございますが、これは車両の乗車定員でよろしいですか。

（発言する人あり）

○消防長（川口和昭） 7名の定員でございます。

そして、あと、高規格救急自動車と救急自動車の差でございますが、高規格救急車にあり

ましては、救急救命士制度、これができまして、救急救命士が実施できる車両装備をしたものでありますが、若干車両的には内装が広く空間を保っているものでございます。ここが高規格救急車っていう見た目ではちょっと判断できないかなと思います。いずれにしても、救急救命士が実施できる資器材等を搭載した車両でございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 平山清海委員。

○委員（平山清海） 救急隊員7名って今言われました。7名というのはどういう配置にしようか。運転手さんと助手席、あと後ろのけが人等の脇につくのかな、ちょっと説明をお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 消防長。

○消防長（川口和昭） 申し訳ございません、7名と言いましたのは乗車定員でありまして、救急隊員は原則3名の乗車でございます。そこに3名のほかに、患者、そして関係者等が乗りまして、合計7名ということであります。

現在、旭市の救急隊といたしましては、隊長、機関員、そして隊員の3名、これで運用しております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 伊藤保委員。

○委員（伊藤 保） この高規格救急車、これは旭市にはまだ1台だけなんですかね。それは何台あるのか。

また、今後、各地域別に増やしていくのか。分署別に増やしていくのか。増やす計画があるのか。

それと、救急救命士は今現在何名いるのかお聞きしたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 伊藤保委員の質疑に対して、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（川口和昭） それでは、高規格救急車の台数でございますが、現在予備車を含めて5台、全て高規格救急車仕様となっております。

○委員長（宮澤芳雄） しばらく休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時38分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤保委員の質疑に対して、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（川口和昭） 救急救命士の数でございますが、現在30名となっております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか質疑ありますか。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（宮澤芳雄） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第1号、旭市特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(宮澤芳雄) 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(宮澤芳雄) 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(宮澤芳雄) 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(宮澤芳雄) 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(宮澤芳雄) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

消防長。

○消防長(川口和昭) 申し訳ありません、先ほどの救命士の数の訂正を。

○委員長(宮澤芳雄) はい、どうぞ。

○消防長(川口和昭) 昨年の4月1日時点で、申し訳ありません、29名ということで、先ほど30名ということで申ししまいました。31年4月1日付の人数で29名でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時42分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 宮澤芳雄